

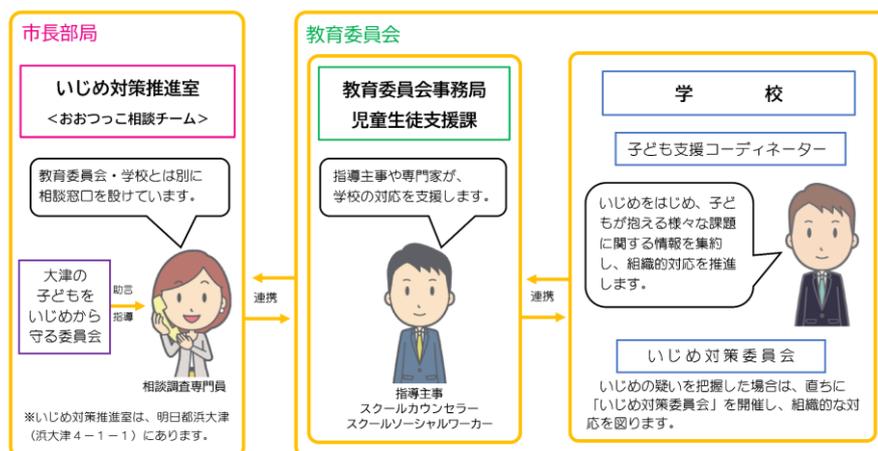
2学期も半ばを過ぎ、子どもたちは運動会や校外学習など、多くの行事に取り組み、心も体も成長しているところです。行事での疲れが見られたり、気候の変化から体調を崩したりする様子が見られ、児童にたまった**ストレス**が表面化する時期です。明るく、前向きに学校生活を過ごせるよう、**学校・家庭・地域**において、大人の目で**子どもたちを見守っていく**必要があります。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以下、大津市・大津市教育委員会より、「いじめ事案対応の体制」及び「いじめの定義」についてのお知らせです。ご一読ください。

～大津市・大津市教育委員会からのお知らせ～

大津市におけるいじめ事案対応の体制について

学校、教育委員会、市長部局が連携して、二重三重の体制でいじめ対策に取り組んでいます。



「いじめ」の定義について

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も子どもであること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

★対象となった子どもが心身の苦痛を感じた行為は、原則、全ていじめとなります。★

★もし子どもの様子で気になることがあったら担任や子ども支援コーディネーター等にご相談ください★